平成２６年（フ）第１０７９号
横浜市保土ケ谷区川辺町４番地３　市営川辺町第二住宅２棟510号
債務者　古澤　成美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８１号
横浜市瀬谷区上瀬谷町47番地１　市営上瀬谷住宅１棟1203号
債務者　植松　弥生
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２５年（フ）第１６６２号
川崎市宮前区有馬５丁目19―10　テラッセ有馬201号室、住民票上の住所北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番舘323号
破産者　近藤　　峻
1　主文　当裁判所が平成26年５月16日午前11時にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番舘323号」とあるのを「川崎市宮前区有馬５丁目19―10　テラッセ有馬201号室、住民票上の住所北海道江別市上江別西町56番地の８　サーム高砂参番舘323号」と更正する。
2　決定年月日　平成26年７月４日
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１５５７号
さいたま市見沼区東大宮５―36―５川口ビル301
破産者　有限会社グリーンリーフ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７９０号
千葉市美浜区真砂３丁目13番６棟612号
破産者　平出　徹哉
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８７６号
千葉県市川市稲荷木２丁目11番８号、住民票上の住所千葉県市川市稲荷木２丁目20番17号
破産者　坂野　　誠
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８５号
千葉県八千代市勝田台１丁目18番地25　サザンヒルズ勝田台303号室、開始決定時の住所千葉県八千代市上高野1541番地32
破産者　大屋　淳一
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８９号
富山市四方字御坊覚口1955番地
破産者　山栄土木株式会社
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８１号
福井県大野市元町７番５号
破産者　株式会社玉川文具店
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４７号
名古屋市西区那古野１丁目３番16号
破産者　株式会社アオキサプライ
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６６０号
神戸市兵庫区荒田町４丁目１番８号201
破産者　有限会社ナカジマ住建
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐甲26番地第２
破産者　有限会社山下組
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第３３１号
群馬県前橋市粕川町女渕378番地１
破産者　松村　奈子（旧姓小田島）
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９０号
静岡県三島市中田町10番29号
破産者　有限会社インターネット
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４号
静岡県富士市本市場138番地の23
破産者　岡田　　隆
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９４号
山口県萩市大字椿東6373番地３、前住所滋賀県守山市古高町19番地４
破産者　武野　茂樹
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５８７号
京都府福知山市字天田41番地の２
破産者　株式会社平山組
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
奈良市三条添川町４番１号
破産者　東栄工業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所